

新宿区教育委員会会議録

令和3年第6回臨時会

令和3年10月25日

新宿区教育委員会

令和3年第6回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和3年10月25日(月)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時30分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子	委 員	山 下 浩一郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	芳 賀 祐 子	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議案

日程第1 第37号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会
教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

報告

- 1 学校における医療的ケアの実施にあたっての基本的考え方（教育支援課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第6回臨時会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、山下委員にお願いします。

○山下委員 了解しました。

○教育長 初めに、星野洋委員を教育長職務代理者として指名いたしましたので、御報告いたします。

指名する期間は、令和3年10月17日から令和4年10月16日までです。

ここで、委員の皆様の議席の確認をさせていただきます。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は教育長が定めることになっております。本日、各委員がお座りの席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

◎ 第37号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会
教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第37号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」を議題とします。

それでは、第37号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第37号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきますと、臨時代理の概要等を記載したものとなっております。

本来、補正予算案など区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議をいただく事案であります。さきの令和3年新宿区議会第3回定例会に提出されました、令和3年度新宿区一般会計補正予算（第9号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算案に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委

員会の承認を受けるものでございます。

もう1枚資料をおめくりいただきますと、今回の補正予算の概要となっております。

今回補正を行った事業は、1事業です。新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、重症化リスクの高い児童・生徒が通う新宿養護学校において、教職員等を対象としたPCR検査を実施するために必要となる経費を計上したものでございます。

もう1枚資料をおめくりいただきますと、参考資料がございます。こちらが今回行った補正予算の内容となっております。事業内容、対象者について、これまで2回ほど行っておりますが、特に変更ございません。実施時期ですが、PCR検査につきましては、毎学期が始まる前に実施してきたという経緯がございます。1回目が4月、2回目が8月ということでございますが、今回は、3学期が始まります1月の上旬に実施を予定しているものでございます。

実施方法、予算規模については特に変更ございません。また、特定財源につきましても、前回と同様、都の補助金をいただくものでございます。

それでは、概要にお戻りいただきまして、今回補正します内容について御説明いたします。

第4項・特別支援学校費、第1目・特別支援学校費、事業名は、職員等への新型コロナウイルス感染症検査です。補正予算額は69万5,000円の増で、補正後の予算額は210万1,000円になります。

なお、本事業は都補助金（新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業費）を受けて行うもので、経費全額が補助対象となることから、歳入につきましても併せて計上いたします。

補正後の教育費は全体で126億430万円となります。

それでは、1枚目の議案にお戻りいただきまして、第37号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第37号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第37号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 学校における医療的ケアの実施にあたっての基本的考え方

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育支援課長 それでは、学校における医療的ケアの実施にあたっての基本的考え方について、御説明をさせていただきます。

まず、資料の1枚目を御覧いただきまして、今回の基本的な考え方を制定するに至った経緯でございますが、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づきまして、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に係る支援を行うため、区立学校における医療的ケアの実施にあたっての基本的考え方を制定し、今後、体制を整備するものでございます。

基本的考え方につきましては、主に5点、医療的ケアの実施にあたっての基本的な考え方、医療的ケアの実施体制、医療的ケアの実施内容、医療的ケアの取組の方向性、今後の課題への対応についてまとめさせていただきました。

それでは、ステップラー留めの資料をお開きください。

1番の医療的ケアの実施にあたっての基本的な考え方です。こちらは5点ございます。

まず1点目が、学校及び教育委員会は医療的ケア児の就学にあたり、医療的ケア児の心身の状態や施設の実情等を踏まえ、学校管理下で安全かつ円滑に実施可能な範囲で、就学先の学校で医療的ケアを適切に行うための体制を整備するものでございます。

2点目は、学校における医療的ケアは、主治医による詳細な指示、医療における適切な根拠及び保護者の承諾と協力に基づき、安全を最優先に実施いたします。なお、主治医からの指示は、看護師が学校の環境下で安全に実施可能な医療的ケアの内容といたします。

3点目は、医療的ケアの実施にあたっては、学校が教育を行う場であることを踏まえ、医療的ケア児だけでなく、他の児童・生徒の教育活動への配慮を含め、学校の実情に応じた合理的配慮について、子ども、保護者、学校及び教育委員会が十分に協議して合意形成を図ってまいります。

4点目は、学校及び教育委員会は、教職員や児童・生徒、保護者の医療的ケアの理解を深めるための取組を推進いたします。

5点目は、教育委員会は、学校が常に安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう、他の関係部署とも連携しながら、支援体制を構築してまいります。

続いて、2番目の医療的ケアの実施体制につきましては、カラー刷りの「学校における医療的ケア実施体制」、こちらの資料を併せて御覧いただければと思います。

学校での医療的ケアの実施体制につきましては、5点ございまして、まず1点目が、主治医の詳細な指示により、医療的ケアを行うために学校に配置された看護師、体制図ですと、ピンク色で示している学校看護師が行います。

2点目は、学校看護師への医療的ケアに関する指導・助言や、学校における医療的ケア全般に関して指導・助言を行う指導医を別途置きます。学校看護師は、主治医・指導医のいずれにも相談することができます。

3点目は、学校は、校内に設置する「医療的ケア安全委員会」において、主治医の指示を踏まえ、実施する医療的ケアについて確認いたします。また、医療的ケア児への配慮事項や教職員等の役割分担、緊急時の対応など、学校としての対応内容を決定していきます。

4点目は、医療的ケアの豊富な実践経験を持つ新宿養護学校がセンター的機能を担い、学校看護師や医療的ケア児の就学先の学校からの相談等に応じます。

5点目は、教育委員会は、学校が必要に応じて医療、福祉等の専門機関と連携できるよう調整を図り、各校が安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう支援してまいります。

3ページ目の医療的ケアの実施に係る役割分担は例示になりますので、説明は割愛させていただきます。

資料をおめくりいただきまして、3番目の医療的ケアの実施内容についてです。

(1)の実施する医療的ケアの内容は、これまで都立特別支援学校や新宿養護学校で実施している内容と同一のものになります。

(2)の医療的ケアを実施する条件につきましては、学校生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであること、医療的ケアについて、主治医の詳細な指示書があること、主治医の指示書に基づく個別対応プランについて、学校・保護者の合意があること、なお、主治医の指示や了解がない事項は実施いたしません。

4番目の医療的ケアの取組の方向性です。

(1)の医療的ケア児の就学に当たっての支援（学校で配慮すること）になりますが、子

どもの病気の種類や程度、医療的ケアの内容に応じて、子どもの生活面、学習面に配慮した支援を行うこととします。保護者や主治医等と相談の上、施設の実情等を踏まえ、学校管理下で安全かつ円滑に実施可能な範囲の支援といたします。

次のページに支援の例を挙げさせていただいております。

例えば、施設・設備面でいきますと、医療的ケアを行う場所の確保や簡易ベッド等の設置、また、生活支援の内容では、介助員を配置したり、災害時等の備えを行ってまいります。

また、学習支援では、学習をサポートする支援員の配置や、教室での学習環境の整備に努めてまいります。

(2)の学校で医療的ケアを実施するまでの流れです。

医療的ケア児の就学にあたっては、看護師の確保などが必要となることから、通常は年長児を対象に行っている就学相談をできるだけ早期に開始することが肝要になります。

具体的には、医療的ケア児に関する庁内の情報共有を図ってまいります。子ども総合センターや保健センター等が、区内の医療的ケア児について把握した時点で、保護者の御了解をいただいた上、早期に関係部署が情報を共有してまいります。医療的ケア児の状況や保護者の希望、意向を踏まえ、将来の就学先なども想定した長期的な視点で、その子どもにとって必要な支援について早期に検討してまいります。

また、療育機関や子ども総合センター発達支援コーナー等を利用している医療的ケア児が就学する際は、環境の変化が子どもの負担にならないよう、十分に情報を共有し連携を図ってまいります。

続いて、就学相談にあたっては、子どもの状況や保護者の希望等を確認し、そうしたことを踏まえて、入学後に必要な支援や教育委員会として可能な支援について相談・検討いたします。

また、教育活動における配慮及び支援内容について相談・検討してまいります。

就学先との調整においては、主治医からの医療的ケアに関する詳細な指示書を基に、学校、保護者、教育委員会、学校看護師等が学校での対応や配慮事項などを確認・調整いたします。必要に応じて指導医の指導・助言をいただきます。

また、指導医は、医療的ケアに関する指示内容や緊急時の連絡等について、必要に応じて主治医に確認し、相談を行ってまいります。

最後のページになります。

就学・医療的ケアの実施においては、学校は「医療的ケア安全委員会」を開催して、実施

する医療的ケアについて確認し、配慮事項や教職員等の役割分担、緊急時の対応など、学校としての対応内容を決定して、医療的ケア児の受入れ及び医療的ケアの実施体制を整えてまいります。

また、保護者に付添いの協力を求めることについては、本人の自立を促す観点から、真に必要と考えられる場合に限るものいたします。真に必要と考えられる場合の例示といたしましては、医療安全を確保することを目的に、転入学のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後に初めて登校する際など、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を引き継ぐ場合に、保護者の協力を得た上で医療的ケアを実施してまいります。

最後に、5番目の今後の課題への対応についてです。

学校で医療的ケアを安全かつ適切に実施しながら、医療的ケア児への支援の充実を図るため、教育委員会では学校と連携しながら、継続的に医療的ケア児に係る現状を把握・確認し、課題への対応を丁寧に検討してまいります。

1枚目の資料にお戻りいただきまして、今後の対応についてです。

今後、新宿区立学校の校園長会などを通じて、全校へこの基本的考え方を周知するとともに、転入学予定の児童・生徒に関する相談においては、この考え方にに基づき、適切に対応を進めてまいります。

説明は以上になります。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○今野委員 ただいま、医療的ケア児支援法という新しくできた法律に基づいて、どういう対応を取っていくのかということ、総括的に御説明いただきました。

今回できた法律というのが非常に画期的で、特別支援教育の拡充に果たす意義は大きいと思いつつも、従来、通常の小・中学校のほとんどで対応すべき範囲としては考えられてこなかった内容だけに、実際に対応していくためには、新たな努力がかなり必要なのではないか、そういう意味で、今の説明にあったことについて、各学校とも十分情報共有しながらやっていかないといけないと改めて思ったところです。

細かなこともこれからたくさん出てくると思いますが、1点だけ確認させていただきます。これは、どの学校でも特別な学校看護師や職員を置かなければいけないということではなく、その対象となる子ども、保護者との相談の中で、学校で個々の対応の必要が出てくるかどうかということが決まってくると思うのですが、いつ頃相談があつて、合意がなされ、それに

基づいて学校看護師などを配置することになるのか、時期的な段取りを分かる範囲で教えていただきたいなと思います。その場合には、専門人材を確保しなければいけないわけですが、その確保の仕組みについても、例えばどういう団体をお願いするとか、あるいはあらかじめリストを確保しておく等、専門人材確保の観点も教えていただければと思います。

○教育支援課長 まず1点目の今後のスケジュールについてです。

新1年生につきましては、1月末までに就学先を決定することになりますので、それまでに就学相談を進めていくこととなります。ただ、早めに御相談をいただきたいということで、できれば11月までに、というようなお願いもしているところでございますので、医療的ケアの支援が必要なお子様については、既に相談をいただきまして、これまでも保護者の方に何度かお話を伺いながら、必要な支援内容について確認をしてきたところでございます。そういった内容を踏まえまして、来年度に向けた体制につきましては、可能な範囲で予算にも反映していけたらと予定しているところでございます。

看護の体制につきましては、これまでも幾つか看護師さんを派遣するような団体や組織に確認をしてみましたが、人材の確保が大きな課題になっているところでございます。1人のお子さんを1人の看護師さんが看ると、その看護師さんが出勤できないときは看護体制が整いませんので、できましたら組織的に複数で支援に当たれるような、そんな体制を構築できたらと考えているところでございますので、できれば団体や事業者に委託するような形で看護業務をお願いできないのか、現在、いろいろ当たっているところでございます。

○星野委員 まず1つ教えていただきたいのが、4番の医療的ケアの取組の方向性の(2)のウの就学先との調整というところで、指導医という言葉が出てきますが、この指導医というのは主治医の指導医ということなのかどうか、指導医の意味がちょっと分からないということと、あと学校医との関わりが全然出てきていないのですが、学校医は極端な話、何もなくていいのかどうか、その辺りも教えていただきたいと思います。

○教育支援課長 まず、指導医につきましては、主治医の指導医ではなくて、あくまでも看護師が実施する学校での医療的ケアに対する指導医ということになります。そのお子さんに合った医療的ケアを適切にできるようにということで、指導医と主治医が綿密に連携をしてもらえたらと考えているところでございます。

こちらのステープラー留め資料の3ページ目、(2)の医療的ケアの実施に係る役割分担(例示)のところ、下から2つ目に学校医を入れさせていただいておりまして、医療的ケアに関する学校との情報共有ということで、やはり学校医にも、その医療的ケア児の状況に

については把握をしていただき、学校の安全衛生に関わるところですので、学校医にもご認識いただけるよう、情報共有をさせていただければと思っております。

○**教育長** 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

○**山下委員** おそらく、この法律の肝になってくるのが、他の子どもたちと一緒に学校生活を送れるということだと思います。支援の例のその他のところの、他の児童・生徒、保護者の理解を深める取組というのは、結構大変なところだと思いますが、具体的にどういうことを想定されていますでしょうか。

○**教育支援課長** これまでも保護者の皆様に特別支援の理解啓発のお願いというのは、機会を捉えて行っているところでございます。医療的ケア児については、やはり同じ教室内に、医療的ケアが必要なお子さんがいたり、例えば体育の授業で同じことはできなくて、違う活動している、あるいは見学している等、そういった状況がありますので、医療的ケア児が同じ学級にいても当たり前のこととして、同じクラスメイトとしてどういった活動なら一緒にできるのか、そのお子さんについて理解をしていただいて、できること、できないこと、そういったものを他の子どもたちも受け止めて一緒に学んでいけるような、そんな環境づくりを保護者の方の理解もいただきながら進めていけたらと考えております。

○**教育長** 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

○**古笛委員** この医療的ケア児の基本的な考え方についてはこのとおりでよろしいかと思うのですが、今、山下委員からも御意見があったとおり、こういった対応がなされるということによって、本来医療的ケア児には該当はしないけれども、医療的な対応や介護的な対応が必要な子どもたちに対しての、保護者の期待というのもまた大きくなるのではないかとこのころが、よくも悪くも今後の課題になってくるのかなという気がしています。

少し前に、アレルギーを持ったお子さんに対してエピペンを打っていいのか悪いのか、という議論がありましたけれども、そこまでいかなくても何らかの対応を保護者から求められると、医療的ケア児に手厚い対応がなされるのであれば、そこには該当しないけれどもという問題が出てきたときに、どこまでどう対応するのかということも、併せて今後検討が必要だろうなと思いました。

○**教育支援課長** これまでも就学支援委員会の判断とは異なる進学先を選ぶ御家庭はいらっしゃると思いますが、今回の医療的ケア児の対応を踏まえると、そうした御家庭もさらに増えてくるのかなというのは、想定しているところでございます。

一番は、その子どもにとって健やかな成長を育むためにはどうしたらいいのかというところ

ろ、そこがやはり大前提になりますので、そういったところの共通理解を保護者の方と共に進めていきながら、通常学級だったらどういったことが課題になって、どのようにクリアしていけるのか、そうしたところを御理解いただいた上で、一緒に学習環境について考えていく必要があるのかなと考えているところでございます。

○教育長 他に御意見、御質問等がなければ、報告1の質疑を終了します。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で、報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時30分閉会